

個人賠償責任共済事業規約

個人賠償責任共済事業細則

共済契約の内容は、個人賠償責任共済事業規約および同事業細則によります。なお、共済契約の内容に含まれない「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれにかかる条項は、本規程上（略）としています。

個人賠償責任共済事業規約

目 次

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

第1条	(通 則)	1
第2条	(定 義)	1
第3条	(事 業)	2

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通 則

第4条	(共済期間)	2
第5条	(期間の計算)	3

第2節 共済契約の範囲

第6条	(共済契約者の範囲)	3
第7条	(主たる被共済者)	3
第8条	(被共済者の範囲)	3

第3節 共済契約の締結

第9条	(付帯される契約との関係)	3
第10条	(共済契約内容の提示)	3
第11条	(共済契約の申込み)	4
第12条	(インターネット扱)	4
第13条	(共済契約の申込みの撤回等)	4
第14条	(共済契約申込みの諾否)	4
第15条	(初回掛金の払込み)	5
第16条	(共済契約の成立および発効日)	5

第4節 共済契約の更新

第17条	(共済契約の更新)	5
------	-----------	---

第5節 共済掛金の払込み

第18条	(共済掛金の払込み)	6
第19条	(共済掛金の払込場所)	7
第20条	(共済掛金の口座振替扱)	7
第21条	(共済掛金のクレジットカード扱)	7
第22条	(共済掛金の払込猶予期間)	7

第6節 共済金の請求および支払い

第23条	(共済金の請求)	7
第24条	(代理請求人による共済金の代理請求)	7
第25条	(事故発生の際の義務)	8
第26条	(共済金等の支払いおよび支払場所)	9
第27条	(この会による援助)	10
第28条	(この会による解決)	10
第29条	(損害賠償請求権者の直接請求権)	10
第30条	(損害賠償額の請求)	11
第31条	(損害賠償額の支払いおよび支払場所)	11
第32条	(損害賠償請求権の行使期限)	12
第33条	(代位)	12
第34条	(先取特権)	12
第35条	(仮払金および供託金の貸付け等)	12

第7節 共済契約の終了

第36条	(詐欺等による共済契約の取消し)	13
第37条	(共済金の不法取得目的による無効)	13
第38条	(共済契約の無効)	13
第39条	(共済契約の失効)	13
第40条	(共済契約の解約)	13
第41条	(重大事由による共済契約の解除)	13
第42条	(告知義務違反による共済契約の解除)	14
第43条	(取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い)	15
第44条	(返戻金の払戻し)	15
第45条	(付帯される契約が消滅した場合の未払込共済掛金の精算)	15

第8節 共済契約の変更

第46条	(共済契約による権利義務の承継)	15
第47条	(氏名または住所の変更)	15
第48条	(他の契約等に関する通知義務)	16

第3章 基本契約

第1節 基本契約共済金額

第49条	(基本契約共済金額)	16
------	------------	----

第2節 基本契約の共済金および共済金の支払い

第50条	(基本契約共済金の種類)	16
第51条	(損害賠償共済金)	16
第52条	(賠償費用共済金)	16
第53条	(基本契約共済金の計算)	17
第54条	(基本契約共済金を支払わない場合)	17
第55条	(他の契約等がある場合)	18

第4章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

第56条	(事業の実施方法)	18
第57条	(共済代理店の設置と権限)	18
第58条	(業務の委託)	18

第2節 事業の休廃止

第59条	(事業の休止または廃止)	18
------	--------------	----

第3節 再共済の授受

第60条	(再共済)	19
------	-------	----

第4節 (略)

第61条～第65条	(略)	
-----------	-----	--

第5節 特則の種類

第66条	(特則の種類)	19
------	---------	----

第67条	(団体扱い)	19
------	--------	----

第6節 共済契約上の紛争の処理

第68条	(管轄裁判所)	19
------	---------	----

第7節 規約の変更

第69条	(規約の変更)	19
------	---------	----

第8節 雑 則

第70条	(時 効)	20
------	-------	----

第71条	(細 則)	20
------	-------	----

第72条	(定めのない事項の取扱い)	20
------	---------------	----

第2編 特 則

第1章 掛金口座振替特則

第73条	(掛金口座振替特則の適用)	20
------	---------------	----

第74条	(掛金口座振替特則の締結)	20
------	---------------	----

第75条	(口座振替扱による共済掛金の払込み)	20
------	--------------------	----

第76条	(口座振替不能の場合の扱い)	21
------	----------------	----

第77条	(指定口座の変更等)	21
------	------------	----

第78条	(掛金口座振替特則の消滅)	21
------	---------------	----

第79条	(振替日の変更)	21
------	----------	----

第2章 クレジットカード払特則

第80条	(クレジットカード払特則の適用)	21
------	------------------	----

第81条	(クレジットカード払特則の締結)	21
------	------------------	----

第82条	(共済掛金の受領)	21
------	-----------	----

第83条	(共済掛金の受領ができなかった場合の扱い)	22
------	-----------------------	----

第84条	(クレジットカードの変更等)	22
------	----------------	----

第85条	(クレジットカード払特則の消滅)	22
------	------------------	----

第86条	(クレジットカード扱における返戻金等の払戻方法)	22
------	--------------------------	----

第3章 インターネット特則

第87条	(インターネット特則の適用)	23
------	----------------	----

第88条	(インターネット特則の締結)	23
------	----------------	----

第89条	(電磁的方法による共済契約の申込み)	23
第90条	(電磁的方法による共済契約申込みの諾否)	23
第91条	(電磁的方法による共済契約の更新)	23
第92条	(共済契約の保全)	24
第93条	(電磁的方法)	24
第94条	(重複の回避)	24
第95条	(インターネット特則の消滅)	24

第4章 共済契約証書の不交付の合意に関する特則

第96条	(共済契約証書の不交付の合意に関する特則の適用)	24
第97条	(共済契約証書の不交付の合意に関する特則の締結)	24
第98条	(共済契約証書の不交付)	24
第99条	(共済契約証書の記載事項に関する特則)	24
第100条	(共済契約証書の不交付の合意に関する特則の消滅)	24

第5章 団体扱特則

第101条	(団体扱特則の適用)	25
第102条	(団体扱特則の締結)	25
第103条	(団体扱契約の特例)	25
第104条	(団体扱特則の消滅)	25

付 則		25
-----	--	----

別紙第1～別紙第4 (略)

個人賠償責任共済事業細則

目 次

第1条	(総 則)	27
第2条	(病院または診療所に準ずる取扱い)	27
第3条	(内縁関係にある者等の範囲)	27
第4条	(付帯される契約)	27
第5条	(追加共済掛金の払込みにおけるこの会が指定する期日)	27
第6条	(共済契約の更新を適当でないと判断される場合)	27
第7条	(長期契約および短期契約)	27
第8条	(共済金請求の提出書類)	28
第9条	(損害賠償額請求の提出書類)	29
第10条	(共済契約の解約の手続)	29
第11条	(細則の変更)	29
第12条	(インターネット特則にかかる基準および手続等)	29
第13条	(団体扱特則を適用できる団体)	29
第14条	(団体扱契約において共済掛金の払込猶予期間を延長することができる事由)	30
第15条	(改 廃)	30
付 則		30

個人賠償責任共済事業規約

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

(通 則)

第1条 全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「この会」という。）は、この会の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この会の定款第59条（事業の種類）第1項第22号に掲げる事業を実施する。

(定 義)

第2条 この規約において、つぎの各号の用語の定義は、それぞれ当該各号のとおりとする。

- (1) 「共済契約者」とは、この会と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する者をいう。
- (2) 「被共済者」とは、この共済契約によりてん補することとされる損害を受ける者をいう。また、「主たる被共済者」とは、共済契約証書に記載された者1名をいう。
- (3) 「代理請求人」とは、被共済者が共済金を請求できない場合に、共済金の代理請求をすることができる者をいう。
- (4) 「共済契約の発効日」とは、申し込まれた共済契約の保障が開始される日で、第16条（共済契約の成立および発効日）第2項に規定する日をいい、「共済契約の更新日」とは、共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日で、第17条（共済契約の更新）第1項に規定する日をいう。また、「発効応当日」とは、共済契約の発効日または更新日に対応する日をいい、「払込方法別応当日」とは、共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1月ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいう。
- (5) 「共済契約証書」とは、共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいう。
- (6) 「共済事故」とは、共済金が支払われる事由をいう。
- (7) 「法律上の損害賠償責任」とは、民法等法律にもとづく損害賠償責任をいう。
- (8) 「日本国内」とは、日本国政府が統治権を有する領土、領空および領海をいう。なお、「領海」とは、領海及び接続水域に関する法律（昭和52年5月2日法律第30号）第1条（領海の範囲）および付則に定める海域をいい、領空とは、領土および領海の上空をいう。ただし、国内旅客定期航路事業の船舶の場合にあっては、その航路の全域を領海とみなす。国内旅客定期航空運送事業の旅客機もこれに準ずる。
- (9) 「身体の障害」とは、傷害、疾病、後遺障害または死亡をいう。
- (10) 「財物の破損」とは、財物の滅失、損傷または汚損をいう。
- (11) 「軌道上を走行する陸上の乗用具」とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフトをいう。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等でもっぱら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除く。
- (12) 「運行不能」とは、正常な運行ができなくなることをいう。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（特定の者への伝達を含む）のみに起因するものを除く。
- (13) 「住宅」とは、被共済者の居住している住宅をいい、この住宅の敷地内の動産および不動産を含む。
- (14) 「病院」とは、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の5（定義）第1項に定める病院をいい、

「診療所」とは、同法同条第2項に定める診療所をいう。

(15)「入院」とは、医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または患者の収容施設を有する診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいう。

(16)「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいう。ただし、同居であることを要しない。

(17)「損害賠償請求権者」とは、この会に対して損害賠償を直接請求できる者をいい、日本国内における偶然な事故による身体の障害、財物の破損または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することとなった相手方をいう。

(18)「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第53条（電磁的方法）第1項第1号にもとづくものをいう。

(19)「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。以下同じ。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

(20)「返戻金」とは、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合に払い戻す共済掛金をいう。

(21)「基本契約」とは、共済契約のもっとも基本となる契約の部分で、次条に規定する事業にかかる契約をいう。

(22)「特則」とは、この規約の本則に規定されている内容と異なる要件を共済契約に付帯することができるものをいう。

(23) (略)

(24)「細則」とは、第71条（細則）に規定するものをいい、この会の理事会の議決によるものをいう。

(25)「契約概要」とは、共済契約の内容となるべき重要な事項（以下「重要事項」という。）のうち共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」という。）が共済契約の内容を理解するために必要な事項をいう。

(26)「注意喚起情報」とは、重要事項のうち共済契約申込者に対して注意喚起すべき事項をいう。

（事業）

第3条 この会は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、被共済者につき、共済期間中に生じた日本国内における偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業を行う。

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通 則

（共済期間）

第4条 共済契約の共済期間は、共済契約の発効日または更新日から1年とする。ただし、この会が特に必要と認めた場合には、共済期間を1年をこえ15か月未満または1か月以上1年未満とすることができる。

2 前項ただし書にいう「1年をこえ15か月未満または1か月以上1年未満」の共済契約については、つぎのように規定する。

(1) 1か月以上1年未満の共済契約を「短期契約」という。

(2) 1年をこえ15か月未満の共済契約を「長期契約」という。

3 第1項の規定において、共済契約の発効日が月の1日でない共済契約については、共済期間を共済契約の満了する日の属する月の末日まで延長する。

(期間の計算)

第5条 この規約において月または年をもって期間をいう場合には、期間の初日を算入する。

- 2 この規約において月または年をもって期間をいう場合の期間の満了日は、この規約において、特に規定のあるときを除き、その起算の日の当該当日の前日とする。
- 3 応当日において、該当する月に該当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなす。

第2節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第6条 共済契約者は、この会の会員である組合の組合員とする。

(主たる被共済者)

第7条 主たる被共済者は、第9条(付帯される契約との関係)に規定する付帯される契約の被共済者とする。

(被共済者の範囲)

第8条 被共済者は、つぎの各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 主たる被共済者
 - (2) 主たる被共済者の配偶者(内縁関係にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者(以下「内縁関係にある者等」という。))を含む。ただし、主たる被共済者または内縁関係にある者等に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除く。以下、この条において同じ。)
 - (3) 主たる被共済者またはその配偶者の同居の親族
 - (4) 主たる被共済者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいう。)の子
 - (5) 主たる被共済者が未成年者または責任無能力者である場合は、主たる被共済者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって主たる被共済者を監督する者(主たる被共済者の親族に限る。)。ただし、主たる被共済者に関する第51条(損害賠償共済金)に規定する事故に限る。
 - (6) 第2号から第4号までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(責任無能力者の親族に限る。)。ただし、その責任無能力者に関する第51条(損害賠償共済金)に規定する事故に限る。
- 2 前項における主たる被共済者と主たる被共済者以外の被共済者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいう。

第3節 共済契約の締結

(付帯される契約との関係)

第9条 共済契約は、この会が実施し、個人賠償責任共済事業細則(以下「細則」という。)で定める共済契約(以下「付帯される契約」という。)に付帯して締結しなければその効力を生じないものとする。

- 2 共済契約者は付帯される契約の共済契約者と同一とする。また、主たる被共済者は、付帯される契約の被共済者と同一とする。
- 3 付帯される契約の共済期間の中途において共済契約を締結する場合の共済期間の満了日は、付帯される契約の共済期間の満了日と同一の日とする。
- 4 共済契約を締結した後、付帯される契約が終了した場合は、当該付帯される契約の終了事由を共済契約の終了事由とし、共済契約は同時に終了する。

(共済契約内容の提示)

第10条 この会は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者または共済契約者(以下「共済契約者等」という。)

に対し、契約概要および注意喚起情報を提示し、この規約（「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれらにかかる条項を除く。）および細則（以下、この条において「規約および細則」という。）により契約する。

2 この会は、共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約者に規約および細則を書面にて交付またはこれを記録した電磁的記録を提供する。

（共済契約の申込み）

第11条 共済契約申込者は、共済契約申込書につき各号の事項を記載し、署名または記名押印のうえこの会に提出しなければならない。

- (1) 付帯される契約の種類
- (2) 共済掛金額
- (3) 共済掛金の払込方法および払込場所
- (4) 共済契約者の氏名、生年月日および住所
- (5) 主たる被共済者の氏名および生年月日
- (6) 申込日
- (7) 偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を保障する他の契約または特約（以下「他の契約等」という。）の有無
- (8) その他この会が必要と認めた事項

2 前項の場合にあっては、共済契約申込者または主たる被共済者になる者は、共済事故の発生の可能性に関する重要な事項のうち、この会が書面で行う被共済者の他の契約等に関して告知を求めた事項（以下「質問事項」という。）について、この会の指定する書面により事実を正確に告げなければならない。

（インターネット扱）

第12条 共済契約者等は、第2編第3章のインターネット特則を付帯することにより、書面の提出に代えて電磁的方法で共済契約の申込み、共済契約の更新および共済契約の保全（第92条（共済契約の保全）に規定する事項をいう。以下同じ。）の手續をすることができる（以下「インターネット扱」という。）。

（共済契約の申込みの撤回等）

第13条 共済契約者等は、第11条（共済契約の申込み）の規定によりすでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」という。）をすることができる。

2 前項の規定により共済契約の申込みの撤回等をする場合において、共済契約者等は、書面につき各号の内容および申込みの撤回等をする旨を明記し、かつ、署名押印のうえ、この会に提出しなければならない。

- (1) 共済契約の種類
- (2) 申込日
- (3) 共済契約者等の氏名および住所
- (4) 主たる被共済者の氏名

3 第1項および第2項の規定により共済契約の申込みの撤回等がされた場合において、当該共済契約は成立しなかったものとし、すでに第1回の共済掛金に相当する金額（以下「初回掛金」という。）が払い込まれているときには、この会は、共済契約者等に初回掛金を返還する。

（共済契約申込みの諾否）

第14条 この会は、第11条（共済契約の申込み）の申込みがあったときは、同条の規定により提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知する。

2 この会が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済契約証書の交付により行う。

3 前項に規定する共済契約証書には、つぎの各号に規定する事項を記載するものとする。

- (1) 付帯される契約の種類
- (2) 共済契約者の氏名および生年月日
- (3) 主たる被共済者の氏名および生年月日
- (4) 共済金額
- (5) 発効日
- (6) 満期日
- (7) 共済掛金額および共済掛金の払込方法
- (8) 共済契約番号
- (9) 共済契約証書作成年月日

(初回掛金の払込み)

第15条 共済契約者等は、初回掛金を共済契約申込みの日から1か月以内に、この会に払い込まなければならない。

(共済契約の成立および発効日)

第16条 この会が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、かつ、この会は、つぎの各号のいずれかの日の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始する。

- (1) この会が初回掛金を受け取った日の翌日
 - (2) 前号の規定にかかわらず、この会が、共済契約申込書のうち質問事項に対する回答を受け取る前に初回掛金を受け取ったときは、質問事項に対する回答の受取日の翌日
 - (3) この会が特に認める場合であり、かつ、第3項の規定により初回掛金を受け取ったときは、共済契約申込みの日の翌日以後の共済契約申込者が指定する任意の日
- 2 前項各号に規定する日を共済契約の発効日とする。
 - 3 前条の規定にかかわらず、第1項第3号の規定により共済契約の発効日を指定された共済契約については、共済契約者等は、初回掛金を共済契約の発効日の前日（ただし、付帯される契約の共済期間の途中において共済契約を締結する場合には、細則で定める基準によりこの会が指定する期日）までにこの会に払い込まなければならない。
 - 4 この会は、第1項および第2項の規定による場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回の共済掛金に充当する。
 - 5 この会は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還する。

第4節 共済契約の更新

(共済契約の更新)

第17条 この会は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、満了する共済契約と同一内容で、共済期間の満了日の翌日（この日を「更新日」とする。）に更新する。

- 2 前項の規定にかかわらず、つぎに掲げる第1号に該当する場合には共済契約の更新はできず、第2号に該当する場合には、この会は、共済契約の更新を拒むことができる。
 - (1) 更新日において、付帯される契約を更新しないとき。
 - (2) 共済制度の目的に照らして、この会の共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対する信頼を損ない、この共済契約を更新することが適当でないと判断される細則に定める事由があるとき。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この会は、規約または細則の改正があった場合には、更新日における改正後の規約または細則による内容への変更を行い、共済契約を更新する。
- 4 共済契約者が、変更の申し出をする場合には、共済契約申込書につぎの各号の事項を記載し、署名または記名押

印のうえ、共済契約が満了する日までにこの会に提出しなければならない。

- (1) 付帯される契約の種類
 - (2) 共済掛金額
 - (3) 共済掛金の払込方法および払込場所
 - (4) 共済契約者の氏名、生年月日および住所
 - (5) 主たる被共済者の氏名および生年月日
 - (6) 申込日
 - (7) 他の契約等の有無
 - (8) その他この会が必要と認めた事項
- 5 前項の場合にあっては、共済契約者または主たる被共済者は、質問事項について、この会の指定する書面により事実を正確に告げなければならない。
- 6 この会は、第4項の申し出を承諾した場合には、その内容で更新し、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなす。
- 7 第1項から第6項までの規定にもとづきこの会が承諾した共済契約を、以下「更新契約」という。
- 8 更新契約の初回掛金は、更新日の前日までに、この会に払い込まなければならない。ただし、この場合には、満了する共済契約の満了日の翌日から1か月間の払込猶予期間を設ける。
- 9 前項の規定にかかわらず、第20条（共済掛金の口座振替扱）に規定する掛金口座振替特則および第21条（共済掛金のクレジットカード扱）に規定するクレジットカード払特則を付帯した場合には、更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、共済契約の満了日の翌日から3か月間とすることができる。
- 10 第8項および第9項に規定する更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると、この会が認める場合には、延長することができる。
- 11 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は更新されなかったものとする。
- (1) 満了する共済契約に未払込共済掛金があったとき。
 - (2) 第8項から第10項までに規定する払込猶予期間内に、初回掛金の払込みがなかったとき。
- 12 この会は、第1項から第10項までの規定にもとづき共済契約の更新が行われた場合には、その旨を共済契約者に通知する。ただし、第2項にもとづき更新ができない場合および第6項にもとづきこの会が共済契約の変更を承諾しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知する。

第5節 共済掛金の払込み

（共済掛金の払込み）

- 第18条 共済掛金の払込方法は、月払、半年払、年払または一括払とする。ただし、払込方法は、付帯される契約と同一とする。
- 2 長期契約または短期契約の共済掛金の払込方法および払い込むべき共済掛金の額については、細則で定めるところによる。
 - 3 共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金は、払込方法別応当日の前日までに払い込まなければならない。
 - 4 前項で払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間に対応する共済掛金とする。
 - 5 この会は、第3項の規定にかかわらず、共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込方法別応当日の前日の属する月の末日（以下「払込期日」という。）までとすることができる。

6 共済掛金はその払込方法別応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに共済掛金の払込みを要しなくなった場合には、この会は、その払い込まれた共済掛金を共済契約者に返還する。

(共済掛金の払込場所)

第19条 共済掛金は、この会の事務所またはこの会の指定する場所に払い込まなければならない。

(共済掛金の口座振替扱)

第20条 共済契約者等は、第2編第1章の掛金口座振替特則を付帯することにより、当該共済契約の共済掛金をこの会の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと（以下「口座振替扱」という。）ができる。

(共済掛金のクレジットカード扱)

第21条 共済契約者等は、第2編第2章のクレジットカード払特則を付帯し、かつ、この会が当該共済契約の共済掛金にかかる債権を、指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」という。）に譲渡することを承諾することにより、当該カード会社の発行するクレジットカード（以下「クレジットカード」という。）により、当該共済契約の共済掛金を払い込むこと（以下「クレジットカード扱」という。）ができる。

(共済掛金の払込猶予期間)

第22条 この会は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から1か月間の払込猶予期間を設ける。

2 前項の規定にかかわらず、第20条（共済掛金の口座振替扱）に規定する掛金口座振替特則および前条に規定するクレジットカード払特則を付帯した場合には、第2回以後の共済掛金の払込猶予期間については、払込期日の翌日から3か月間とすることができる。

3 第1項および第2項に規定する第2回以後の共済掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると、この会が認める場合には、延長することができる。

第6節 共済金の請求および支払い

(共済金の請求)

第23条 この会に対する共済金請求権は、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使できるものとする。

2 被共済者または共済金を受け取るべき者は、細則で定める書類を提出することによりこの会に共済金を請求するものとする。

3 前項の場合において、共済金を受け取るべき者が2名以上ある場合は、代表者1名を定めなければならない。この場合において、その代表者は、他の共済金を受け取るべき者を代表する。

4 前項の場合において、共済金を受け取るべき者の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合には、この会が共済金を受け取るべき者の1人に対して行ったことは、他の者に対しても効力を生じる。

5 この会は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、第2項に規定する書類以外の書類もしくは証拠の提出またはこの会が行う調査への協力を求めることができる。この場合には、この会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならない。

6 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または、第2項または第5項に規定する書類に事実でないことまたは事実と異なることを記載し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、この会は、それによりこの会がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払う。

(代理請求人による共済金の代理請求)

第24条 被共済者が共済金を請求できないつぎの各号に定める特別な事情がある場合には、代理請求人が細則で定める書類を提出して、この会の承諾を得て、共済金を請求することができる。

- (1) 共済金の請求を行う意思表示が困難であるとの会が認めたとき。
- (2) その他前号に準じる状態（被共済者が死亡した場合を除く。）であるとの会が認めたとき。
- 2 前項の共済金の請求を行う場合、代理請求人は、請求時においてつぎの各号に定めるいずれかの者であることを要する。
 - (1) 被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にする被共済者の配偶者（法律上の配偶者に限る。以下、この条において同じ。）
 - (2) 前号に規定する者がいない場合、または前号に規定する者に共済金を請求できない特別な事情がある場合（なお、「特別な事情」とは、共済金の請求を行う意思表示が困難であるとの会が認めたときをいう。以下、次号において同じ。）には、被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にする被共済者の3親等内の親族
 - (3) 第1号および第2号に規定する者がいない場合、または第1号および第2号に規定する者に共済金を請求できない特別な事情がある場合には、第1号に規定する者以外の配偶者または第2号に規定する者以外の3親等内の親族
- 3 第1項および第2項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、代理請求人は共済金を請求することができない。
 - (1) 被共済者の代理人に、共済金の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき。
 - (2) 代理請求人が、故意または重大な過失により、共済事故を生じさせたとき。
 - (3) 代理請求人が、故意または重大な過失により、被共済者を第1項第1号または第2号の状態に該当させたとき。
- 4 この会は、第1項から第3項までの規定により代理請求人からの共済金の請求に対して、共済金を支払った場合には、その後重複して共済金の請求を受けても、これを支払わない。
- 5 第23条（共済金の請求）、第26条（共済金等の支払いおよび支払場所）、第33条（代位）第3項、第68条（管轄裁判所）および第70条（時効）の規定は、代理請求人が共済金を請求する場合について準用する。

（事故発生の際の義務）

- 第25条 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、第51条（損害賠償共済金）に規定する事故により、他人の身体の障害、他人の財物の破損または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能が発生したことを知ったときは、つぎの各号の事項を履行しなければならない。
- (1) 損害の発生または拡大の防止につとめること。
 - (2) つぎの事項を遅滞なく、この会に通知すること。この場合において、この会が書面による通知を求めたときはこれに応じなければならない。
 - ア 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびにこれらの事項について証人となる者があるときはその者の住所、氏名または名称
 - イ 被害者の住所、氏名、年齢および職業
 - ウ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 - (3) 第三者に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含む。以下、この条において同じ。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - (4) 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめこの会の承諾を得ないで、その全部または一部を承諾しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を除く。
 - (5) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく、この会に通知すること。
 - (6) 他の契約等の有無および内容（すでに他の契約等から共済金または保険金の支払いを受けた場合には、その事実を含む。）について遅滞なく、この会に通知すること。
 - (7) 第1号から第6号のほか、この会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、またはこの会が行う損害の調査に協力すること。
- 2 この会は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場

合には、つぎの第1号から第4号までの金額を差し引いて共済金を支払う。

- (1) 前項第1号に違反したときは、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- (2) 前項第2号、第5号、第6号および第7号の規定に違反したときは、それによりこの会がこうむった損害の額
- (3) 前項第3号に違反したときは、第三者に損害賠償の請求をすることにより取得することができたと認められる額
- (4) 前項第4号に違反したときは、損害賠償責任がないと認められる額

3 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、第1項第2号または同項第7号の書類に故意に事実でないことまたは事実と異なることを記載し、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、この会は、それによりこの会がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払う。

(共済金等の支払いおよび支払場所)

第26条 この会は、第23条（共済金の請求）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後30日以内に、事故発生の状況、事故の原因、損害の内容、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他この会が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下、この条において「必要な調査」という。）を終えて、この会の指定した場所で共済金を被共済者または共済金を受け取るべき者に支払うものとする。ただし、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨をこの会が被共済者または共済金を受け取るべき者に通知し、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後、当該各号に掲げる期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を被共済者または共済金を受け取るべき者に支払うものとする。ただし、第22条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する払込猶予期間中に共済掛金の払込みがされない場合は、この会は、共済金を支払わない。

- (1) 弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）その他の法令にもとづく照会が必要なとき
180日
- (2) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき
180日
- (3) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき
90日
- (4) 後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき
120日
- (5) 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき
60日
- (6) 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき
360日
- (7) 必要な調査を日本国内において行うための代替的な手段がない場合で、日本国外における調査を行う必要があるとき
180日
- (8) 第1号から第7号までのほか、この会ならびに共済契約者、被共済者および共済金を受け取るべき者以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門の見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき
90日

2 この会が必要な調査を行うにあたり、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が正当な理由なく当該調査を妨げ、もしくはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含む。）には、これにより調査が遅延した期間については、前項の期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払わないものとする。

3 この会は、共済掛金の返還の請求または返戻金の請求の原因となる事実が発生した日または必要な請求書類がすべてこの会に到着した日のいずれか遅い日の翌日以後30日以内に、この会の指定した場所で、共済契約者に支払うものとする。

（この会による援助）

第27条 被共済者が第51条（損害賠償共済金）に規定する事故（被共済者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除く。）にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、この会は、被共済者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、この会が被共済者に対して支払責任を負う限度において、被共済者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行う。

（この会による解決）

第28条 この会は、被共済者が第51条（損害賠償共済金）に規定する事故（被共済者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除く。）にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被共済者がこの会の解決条件に同意している場合、またはこの会が、損害賠償請求権者から次条の規定にもとづく損害賠償額の支払いの請求を受けた場合には、この会が被共済者に対して支払責任を負う限度において、この会の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含む。以下、この条において同じ。）を行う。ただし、第51条（損害賠償共済金）に規定する事故の発生が第22条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する払込猶予期間内であり、かつ、当該共済掛金が払い込まれていない場合を除く。

2 前項の場合には、被共済者はこの会の求めに応じ、その遂行についてこの会に協力しなければならない。

3 この会は、第1項の規定にかかわらず、つぎの第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続を行わない。

(1) 1回の事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、基本契約共済金額を明らかにこえる場合

(2) 損害賠償請求権者が、この会と直接、折衝することに同意しない場合

(3) 正当な理由がなく被共済者が前項に規定する協力を拒んだ場合

（損害賠償請求権者の直接請求権）

第29条 第51条（損害賠償共済金）に規定する事故により被共済者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、この会が被共済者に対して支払責任を負う限度において、この会に対して第3項に規定する損害賠償額の支払いを請求することができる。ただし、第51条（損害賠償共済金）に規定する事故の発生が第22条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する払込猶予期間内であり、かつ、当該共済掛金が払い込まれていない場合を除く。

2 この会は、つぎの第1号から第4号までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して第3項に規定する損害賠償額を支払う。ただし、1回の事故につき、この会が支払うべき共済金の額（同一の事故について、すでにこの会が支払った損害賠償共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とする。）を限度とする。

(1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

(2) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

(3) 損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共済者に対して書面で承諾した場

合

(4) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、つぎのアまたはイのいずれかに該当する事由があった場合

ア 被共済者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ 被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと

3 前条およびこの条の損害賠償額とは、つぎの算式により算出された額をいう。

「損害賠償額」＝「被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額」－「被共済者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償金の額」

4 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被共済者の損害賠償共済金の請求と競合した場合は、この会は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払う。

5 第2項または第7項の規定にもとづきこの会が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払いを行った場合は、その金額の限度においてこの会が被共済者に、その被共済者のこうむる損害に対して、損害賠償共済金を支払ったものとみなす。

6 1回の事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（同一の事故について、すでにこの会が支払った損害賠償共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を含む。）が基本契約共済金額をこえると認められるときは、損害賠償請求権者は第1項の規定による請求権を行使することはできず、また、この会は第2項の規定にかかわらず損害賠償額を支払わない。ただし、つぎの第1号から第3号のいずれかに該当する場合を除く。

(1) 第2項第4号に規定する事実があった場合

(2) 損害賠償請求権者が被共済者に対して、第51条（損害賠償共済金）に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被共済者またはその法定相続人も折衝することができないと認められるとき。

(3) この会への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被共済者との間で、書面による合意が成立したとき。

7 第2項にかかわらず、前項第2号または第3号に該当する場合は、この会は、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払う。ただし、1回の事故につき、この会が支払うべき共済金の額（同一の事故について、すでにこの会が支払った損害賠償共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とする。）を限度とする。

（損害賠償額の請求）

第30条 前条の規定により、損害賠償請求権者が損害賠償額の支払いを請求する場合は、この会に細則で定める書類を提出しなければならない。

2 この会は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、前項に規定する書類以外の書類もしくは証拠の提出またはこの会が行う調査への協力を求めることができる。この場合は、この会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならない。

3 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または第1項または第2項に規定する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、この会は、それによりこの会がこうむった損害の額を差し引いて損害賠償額を支払う。

（損害賠償額の支払いおよび支払場所）

第31条 第29条（損害賠償請求権者の直接請求権）第2項および同条第6項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合には、その損害賠償額の支払いおよび支払場所について、第26条（共済金等の支払いおよび支払場所）第1項および第2項を準用する。この場合において、第1項中「第23条（共済金の請求）」とあるのは「第30条（損害賠償額の請求）」と、「共済金の額」とあるのは「損害賠償額」と、「被共済者または共済金を受け取るべき者」とあるのは「損害賠償請求権者」と、「この会ならびに共済契約者、被共済者および共済金を受け取るべき者」とあるのは「この会および損害賠償請求権者」と、第1項および第2項中「共済金」とあるのは「損害賠償額」と、第2項中「共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者」とあるのは「損害賠償請求権者」と読み替える。

(損害賠償請求権の行使期限)

第32条 第29条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、つぎの第1号または第2号のいずれかに該当する場合は、これを行行使することができない。

- (1) 第23条（共済金の請求）第1項に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合
- (2) 損害賠償請求権者の被共済者に対する損害賠償請求権が時効により消滅した場合

(代位)

第33条 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含む。）を取得した場合において、この会がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権はこの会に移転する。ただし、移転するのはつぎの各号のいずれかの額を限度とする。

- (1) この会が損害の額の全額を共済金として支払った場合

被共済者が取得した債権の全額

- (2) 前号以外の場合

被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- 2 前項第2号の場合において、この会に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、この会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとする。
- 3 共済契約者および被共済者は、この会が取得する第1項または第2項の債権の保全および行使ならびにそのためにこの会が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければならない。この場合において、この会に協力するために必要な費用は、この会の負担とする。

(先取特権)

第34条 損害賠償請求権者は、被共済者のこの会に対する共済金請求権（第52条（賠償費用共済金）に規定する費用に対する共済金請求権を除く。以下、この条において同じ。）について先取特権を有する。

- 2 この会は、つぎの第1号から第4号までのいずれかに該当する場合に、共済金を支払うものとする。

- (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害を賠償した後に、この会から被共済者に支払う場合。ただし、被共済者が賠償した金額を限度とする。

- (2) 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害を賠償する前に、被共済者の指図により、この会から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

- (3) 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害を賠償する前に、損害賠償請求権者が前項の先取特権を行使したことにより、この会から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

- (4) 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害を賠償する前に、この会が被共済者に共済金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、この会から被共済者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とする。

- 3 共済金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできない。また、共済金請求権を質権の目的とし、または前項第3号の場合を除いて差し押さえることはできない。ただし、同項第1号または同項第4号の規定により、被共済者がこの会に対して共済金の支払いを請求できる場合を除く。

(仮払金および供託金の貸付け等)

第35条 第27条（この会による援助）または第28条（この会による解決）第1項の規定によりこの会が被共済者のため援助または解決にあたる場合には、この会は、1回の事故につき、基本契約共済金額（同一の事故についてすでにこの会が支払った損害賠償共済金または第29条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とする。）の範囲内で、仮処分命令にもとづく仮払金を無利息で被共済者に貸付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金をこの会の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被共済者に貸付ける。

- 2 前項の規定によりこの会が供託金を貸付ける場合には、被共済者はこの会のために供託金（利息を含む。以下、

この条において同じ。)の取戻請求権の上に質権を設定するものとする。

- 3 第1項の貸付けまたはこの会の名による供託が行われている間においては、第29条(損害賠償請求権者の直接請求権)第2項ただし書、同条第7項ただし書および第53条(基本契約共済金の計算)の規定は、その貸付金または供託金をすでに支払った損害賠償共済金とみなして適用する。
- 4 第1項の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で同項のこの会の名による供託金または貸付金(利息を含む。)が損害賠償共済金として支払われたものとみなす。
- 5 第24条(共済金の請求)の規定によりこの会の共済金支払義務が発生した場合は、第1項の仮払金に関する貸付金が損害賠償共済金として支払われたものとみなす。

第7節 共済契約の終了

(詐欺等による共済契約の取消し)

第36条 この会は、共済契約者または主たる被共済者の詐欺または強迫により、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による取消しは、共済契約者に対する通知により行う。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、主たる被共済者に対する通知により行うことができる。

(共済金の不法取得目的による無効)

第37条 この会は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約を無効とし、共済掛金を返還しない。また、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求する。

(共済契約の無効)

第38条 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は無効とする。

- (1) 付帯される契約が共済契約の発効日または更新日において無効であるとき。
- (2) 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされたとき。

2 この会は、前項の場合において、当該共済契約の共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還する。

3 この会は、第1項の規定により、共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求する。

(共済契約の失効)

第39条 第22条(共済掛金の払込猶予期間)に規定する払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合において、共済契約は、つぎの各号のときに効力を失い、かつ、共済契約は消滅する。この場合において、この会は、その旨を共済契約者に通知する。

- (1) 発効日または更新日が月の1日である共済契約については、払込期日の翌日の午前零時
- (2) 発効日が月の1日でない共済契約については、払込期日の属する月の発効応当日の午前零時

(共済契約の解約)

第40条 共済契約者は、細則で定める方法により、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができる。

- 2 前項の規定による解約は、書面により行うものとし、その書面には解約の日を記載するものとする。
- 3 解約の効力は、前項の解約の日または前項の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日の翌日の午前零時から生じる。

(重大事由による共済契約の解除)

第41条 この会は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、将来に向かって共済契約(被共済者が第3号のみに該当した場合はその者にかかる部分に限る。以下、この条ならびに第44条(返戻金の払戻し)において同じ。)を解除することができる。

(1) この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、被共済者または共済金を受け取るべき者が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。

(2) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、この会に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。

(3) 共済契約者または被共済者が、つぎのいずれかに該当するとき。

ア 反社会的勢力に該当すると認められること。

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(4) 第1号から第3号までのいずれかに該当するほか、この会の共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。

2 前項の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、この会は、前項各号に規定する事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができる。

3 前項の規定にかかわらず、共済契約者または被共済者が第1項第3号のいずれかに該当することにより第1項の規定による解除がなされた場合には、前項の規定は、つぎの各号に該当する共済金については適用しない。

(1) 第1項第3号のいずれにも該当しない被共済者に生じた共済事故にかかる共済金。

(2) 第1項第3号のいずれかに該当する被共済者に生じた共済事故にかかる第51条（損害賠償共済金）に規定する損害賠償共済金。

4 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行う。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、主たる被共済者に対する通知により行うことができる。

（告知義務違反による共済契約の解除）

第42条 共済契約者または主たる被共済者が、共済契約締結または第17条（共済契約の更新）第4項から第6項までの規定による更新の当時（以下、この条において「共済契約締結時」という。）、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げた場合には、この会は、将来に向かって共済契約を解除することができる。

2 この会は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による共済契約の解除をすることができない。

(1) 共済契約締結時において、この会がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき。

(2) この会のために共済契約の締結の媒介を行うことができる者（この会のために共済契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が、共済契約者または被共済者が事実を告げることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、共済契約者または被共済者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき。

(4) 当該被共済者にかかる共済契約の発効日（ただし、第17条（共済契約の更新）第4項から第6項までの規定により更新した共済契約については更新日。以下、この号において同じ。）から2年以内に共済事故が生じなかったとき。ただし、発効日前に原因が生じていたことにより、共済金が支払われないときを除く。

(5) この会が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき。

(6) 共済契約締結時から5年を経過したとき。

3 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても共済契約者または主たる被共済者が第1項の事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しない。

4 第1項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、この会は、解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払わない。また、すでに共済金を支払っ

ていたときは、共済金の返還を請求することができる。ただし、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、被共済者の共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合を除く。

5 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行う。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、主たる被共済者に対する通知により行うことができる。

(取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い)

第43条 この会は、第36条（詐欺等による共済契約の取消し）の規定により、共済契約を取り消した場合には、共済掛金を返還しない。また、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求する。

(返戻金の払戻し)

第44条 この会は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当該共済契約の未経過共済期間（1か月にみない端数日を切り捨てる。以下、この条において同じ。）に対する返戻金を共済契約者に払い戻す。

(1) 第40条（共済契約の解約）、第41条（重大事由による共済契約の解除）または第42条（告知義務違反による共済契約の解除）の規定により共済契約が解約または解除されたとき。

(2) 付帯される契約が解約、解除または消滅したとき。

2 前項の規定にかかわらず、付帯される契約が消滅した場合であっても、当該共済契約の未経過共済期間に対する返戻金を共済契約者に払い戻さない場合は、この共済契約の未経過共済期間に対する返戻金についても共済契約者に払い戻さない。

(付帯される契約が消滅した場合の未払込共済掛金の精算)

第45条 付帯される契約が消滅し、未払込共済掛金の精算がされる場合において、この共済契約に未払込共済掛金があるときは、第22条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する期間中であっても、その金額を付帯される契約の共済金から差し引く。

第8節 共済契約の変更

(共済契約による権利義務の承継)

第46条 共済契約者は、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を第三者に承継させることができる。ただし、この場合のあらたに共済契約者となるべき第三者が、付帯される契約の共済契約者になるものでなければ、この会は承諾をしない。

2 共済契約者が死亡した場合には、付帯される契約において共済契約を承継する者に限り、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができる。

3 前項の場合において、共済契約者になる者が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければならない。この場合において、その代表者は、他の共済契約者を代理する。

4 前項の場合において、共済契約者の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合には、この会が共済契約者の1人に対して行ったことは、他の者に対しても効力を生じる。

5 第2項の場合において、共済契約者が2人以上あるときには、その責任は連帯とする。

6 第1項および第2項の規定により共済契約者になる者は、この会の会員である組合の組合員とならなければならない。

7 第1項および第2項の規定に反するため契約の権利義務の承継を認めないこと、または付帯される契約においてのみ契約の権利義務の承継を行うことにより、付帯される契約と共済契約者が同一でなくなる場合には、同一でなくなった時に共済契約は終了する。

(氏名または住所の変更)

第47条 共済契約者は、つぎの事項について変更がある場合には、遅滞なくこの会の定める書式により、その旨をこの会に通知しなければならない。

(1) 共済契約者の氏名または住所

(2) 主たる被共済者の氏名

(他の契約等に関する通知義務)

第48条 共済契約者または主たる被共済者は、共済契約締結ののちにおいて、他の契約等を締結するとき、または他の契約等があることを知った場合には遅滞なく、書面によりその旨をこの会に通知しなければならない。

第3章 基本契約

第1節 基本契約共済金額

(基本契約共済金額)

第49条 基本契約共済金額は、損害賠償共済金および賠償費用共済金のそれぞれについて、3億円とする。

第2節 基本契約の共済金および共済金の支払い

(基本契約共済金の種類)

第50条 基本契約によりこの会が支払う基本契約共済金の種類は、つぎの各号のとおりとする。

(1) 損害賠償共済金

(2) 賠償費用共済金

(損害賠償共済金)

第51条 この会は、日本国内において共済期間中に発生したつぎの各号のいずれかに該当する偶然な事故（以下「事故」という。）により、他人の身体の障害、他人の財物の破損または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、被共済者が法律上の損害賠償責任を負うことによりこうむる損害に対して、被共済者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金を損害賠償共済金として支払う。

(1) 住宅の所有、使用または管理に起因する事故

(2) 被共済者の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除く。）に起因する事故

(賠償費用共済金)

第52条 この会は、前条の事故が発生した場合において、前条の損害賠償共済金のほか、つぎの各号に規定する費用の合計額について、賠償費用共済金として支払う。

(1) 被共済者が第25条（事故発生の際の義務）第1項第1号に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した費用のうち、この会が必要または有益であったと認める費用および同項第3号の手続のために必要な費用

(2) 被共済者が損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明した場合、その手段を講じたことにより要した費用のうち、応急手当、護送、診療、看護その他緊急措置のために要した費用およびあらかじめこの会の書面による同意を得て支出した費用

(3) 損害賠償責任の解決について、被共済者がこの会の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用。

(4) 損害賠償責任の解決について、被共済者がこの会の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用。

(5) 損害賠償責任の解決について、被共済者の行う折衝または示談について、被共済者がこの会の要求に従い、協力するために要した費用。

(6) 第28条（この会による解決）第2項の規定により被共済者がこの会に協力するために要した費用。

(7) 事故による他人の身体の障害について、被共済者が法律上の損害賠償責任を負う場合で、被共済者が臨時に支出した費用（以下「対人臨時費用」という。）。

2 対人臨時費用は、つぎの各号に該当する場合の費用とし、この会は、1回の事故により身体の障害をこうむった者1名につき、各号に規定する額を支払う。ただし、第2号については、1回の事故につき1回とする。

(1) 身体の障害をこうむった者がつぎの各号のいずれかに該当するとき。

ア 死亡したとき。

10万円

イ 病院または診療所に10日以上入院したとき。

2万円

(2) 身体の障害をこうむった者に対して被共済者が謝罪等をしたとき。

3000円

(基本契約共済金の計算)

第53条 この会が1回の事故につき支払う基本契約共済金の額は、つぎの算式により算出される額とする。

(1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ただし、基本契約共済金額を上限とする。	+	(2) 第52条（賠償費用共済金）に規定する費用 ただし、基本契約共済金額を上限とする。	-	(3) 被共済者が損害賠償請求権者へ損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがあるときは、その価額
--	---	---	---	--

2 この会は、前項に規定する共済金のほか、第28条（この会による解決）第1項にもとづく訴訟または被共済者がこの会の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金を支払う。

(基本契約共済金を支払わない場合)

第54条 この会は、つぎの各号のいずれかに該当する損害賠償責任を負うことによりこうむった損害に対しては、基本契約共済金を支払わない。

(1) 被共済者がその職務に従事することに起因する損害賠償責任

(2) もっぱら被共済者の職務に使用される動産または不動産（住宅の一部がもっぱら被共済者の職務に使用される場合は、その部分を含む。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(3) 第8条（被共済者の範囲）に規定する者およびこれらの者と同居する親族に対する損害賠償責任

(4) 被共済者の使用人（家事使用人として使用する者を除く。）が、被共済者の業務に従事中にこうむった身体の障害に起因する損害賠償責任

(5) 被共済者が損害賠償に関し、他人との間に約定を締結しているときは、その約定により加重された損害賠償責任

(6) 被共済者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

(7) 被共済者の心神喪失に起因する損害賠償責任

(8) 被共済者または被共済者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

(9) 航空機、船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるもの、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、身体障害者用車いすおよび歩行補助車を除く。）、銃器（空気銃を除く。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

2 この会は、つぎの各号のいずれかにより生じた損害に対しては、基本契約共済金を支払わない。

(1) 共済契約者、被共済者またはこれらの者の法定代理人の故意

(2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動により全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）

(3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(4) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）もしくは核燃料物質により汚染された物（原子核分裂生成物を

含む。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

(6) 第2号から第5号までの事由により発生した事故の拡大(事故の形態や規模等が大きくなることをいい、延焼を含む。)

(7) 発生原因がいかなる場合でも、事故の第2号から第5号までの事由による拡大(事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含む。)

(8) 第2号から第5号までの事由に伴う秩序の混乱

(他の契約等がある場合)

第55条 被共済者について、他の契約等がある場合において、それぞれの契約につき他の契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が、損害の額(ただし、第52条(賠償費用共済金)に規定する対人臨時費用は除く。以下、この条において同じ。)をこえるときは、この会は、つぎの各号に規定する額を基本契約共済金として支払う。

(1) 他の契約等から共済金または保険金が支払われていないとき

他の契約等がないものとして算出したこの会の支払責任額

(2) 他の契約等から共済金または保険金が支払われたとき

「損害の額」－「他の契約等から支払われた共済金または保険金の合計額」

ただし、他の契約等がないものとして算出したこの会の支払責任額を限度とする。

2 前項の損害の額は、それぞれの契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額とする。

第4章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

(事業の実施方法)

第56条 この会は、別に定める「支部設置要綱」にもとづいて、この会の定款第6条(会員の資格)で定める会員の区域ごとに設けるこの会の支部を通じて、この共済事業を実施する。

2 この会は、前項の規定にかかわらず、この会の支部を設置しないで、別に定める「業務委託規約」にもとづいて、当該会員に業務の一部を委託して、この共済事業を実施することができる。

(共済代理店の設置と権限)

第57条 この会は、共済代理店を設置することができる。

2 共済代理店が行う業務は、つぎの各号のとおりとする。

(1) 共済契約の締結の代理または媒介

(2) 共済掛金の収受に関する業務

(3) その他この会が定めた事項に関する業務

(業務の委託)

第58条 この会は、この共済事業を実施するにあたり、この会以外の者(この会の会員および前条に規定する代理店を除く。)に必要な業務の一部(共済契約の締結の代理および媒介を除く。)を委託することができる。

第2節 事業の休廃止

(事業の休止または廃止)

第59条 この会は、この共済事業の全部または一部を休止し、または廃止する場合には、その理由および当該事業の休止または廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ厚生労働大臣に届け出るものとする。

第3節 再共済の授受

(再共済)

第60条 この会は、共済契約により負う共済責任の全部または一部を日本再共済生活協同組合連合会および保険業法（平成7年6月7日法律第105号）第2条（定義）に定める損害保険会社に再共済または再保険に付すことができる。

2 前項の場合において、再共済契約または再保険契約の締結は、個人賠償責任共済再共済協定書または個人賠償責任共済再保険協定書により行うものとする。

第4節 (略)

第61条～第65条 (略)

第5節 特則の種類

(特則の種類)

第66条 特則の種類は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 掛金口座振替特則
- (2) クレジットカード払特則
- (3) インターネット特則
- (4) 共済契約証書の不交付の合意に関する特則
- (5) 団体扱特則

(団体扱い)

第67条 この会は、第2編第5章の団体扱特則を付帯することにより、団体の構成員を共済契約者とする共済契約について、この特則による内容で取扱うことができる。

第6節 共済契約上の紛争の処理

(管轄裁判所)

第68条 この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、この会の主たる事務所の所在地または共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とする。

第7節 規約の変更

(規約の変更)

第69条 この会は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、第10条（共済契約内容の提示）第1項に規定する規約を変更する必要がある場合等には、民法（明治29年4月27日法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）にもとづき、支払事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更する

ことができる。ただし、当該契約内容の変更は、予定危険率等の共済掛金額の算出基礎の変更を伴わないものに限る。

2 前項の場合には、この会は、規約を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

第8節 雑 則

(時 効)

第70条 共済金および返戻金を請求する権利は、これらを行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(細 則)

第71条 この規約に規定するもののほか、この事業の実施のための手続その他事業の執行について必要な事項は、細則で定める。

(定めのない事項の取扱い)

第72条 この規約および細則で規定していない事項については、日本国法令にしたがうものとする。

第2編 特 則

第1章 掛金口座振替特則

(掛金口座振替特則の適用)

第73条 この特則は、第20条（共済掛金の口座振替扱）に規定する口座振替扱による共済掛金の払込みを実施する場合に適用する。

(掛金口座振替特則の締結)

第74条 この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができる。

2 この特則を付帯するには、つぎの各号の条件のすべてをみたさなければならない。

(1) 共済契約者等の指定する口座（以下「指定口座」という。）が、この会と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」という。）に設置されていること。

(2) 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの会の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

(口座振替扱による共済掛金の払込み)

第75条 初回掛金を口座振替扱により払い込む場合の初回掛金は、第15条（初回掛金の払込み）の規定にかかわらず、この会が当該共済契約の初回掛金をはじめて指定口座からこの会の口座に振り替えようとした日までに、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まなければならない。この場合において、指定口座から初回掛金の振替ができなかったときは、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱う。

2 第2回以後の共済掛金は、第18条（共済掛金の払込み）第3項および第5項の規定にかかわらず、払込期日の属する月中のこの会の定めた日（以下「振替日」という。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とする。）に、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まなければならない。

3 第1項および第2項の場合において、指定口座から引き落としがなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとする。

4 同一の指定口座から2件以上の共済契約（この会の実施する他の共済事業による共済契約を含む。）の共済掛金

を振り替える場合において、この会は、これらの共済契約の共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この会に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できない。

5 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければならない。

6 この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略する。

(口座振替不能の場合の扱い)

第76条 月払契約の振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、前条第2項の規定による共済掛金の払込みができなかった場合において、2回分以上の未払込共済掛金があったときは、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行うものとする。

2 前項の規定による共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、第17条（共済契約の更新）第9項および第22条（共済掛金の払込猶予期間）の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこの会またはこの会の指定した場所に払い込まなければならない。

(指定口座の変更等)

第77条 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができる。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができる。

2 前項の場合において、共済契約者は、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。

3 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出て、他の共済掛金の払込方法に変更しなければならない。

4 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、この会は、その旨を共済契約者に通知する。この場合において、共済契約者は、指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければならない。

(掛金口座振替特則の消滅)

第78条 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特則は消滅する。

(1) 第74条（掛金口座振替特則の締結）第2項に規定する条件に該当しなくなったとき。

(2) 共済契約者が次条の規定による振替日の変更を承諾しないとき。

(3) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止したとき。

(4) 共済契約者が共済掛金の払込みを他の方法に変更したとき。

(振替日の変更)

第79条 この会または取扱金融機関等の事情により、この会は、将来に向かって振替日を変更することができる。この場合において、この会は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知する。

第2章 クレジットカード払特則

(クレジットカード払特則の適用)

第80条 この特則は、第21条（共済掛金のクレジットカード扱）に規定するクレジットカード扱による共済掛金の払込みを実施する場合に適用する。

(クレジットカード払特則の締結)

第81条 この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができる。

2 この特則を付帯するには、当該共済契約者とカード会社が会員規約等によりクレジットカードの使用を認めた者が同一でなければならない。

(共済掛金の受領)

第82条 初回掛金をクレジットカードにより払い込む場合において、この会が、カード会社へ当該クレジットカードの

有効性および利用限度額内であること等を確認し（以下「有効性等の確認」という。）、クレジットカードによる支払いを承諾したときには、承諾した日をこの会が第16条（共済契約の成立および発効日）および第17条（共済契約の更新）に規定する初回掛金を受け取った日とみなす。

2 前項の場合において、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行い、この会がクレジットカードによる支払いを承諾した日から、8営業日以内にこの会に第11条（共済契約の申込み）に規定する共済契約申込書が提出されないときには、当該共済契約について申込みがなかったものとする。

3 第2回以後の共済掛金をクレジットカードにより払い込む場合において、この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行い、クレジットカードによる支払いを承諾したときには、払込期日までに共済掛金を受け取ったものとみなす。

4 この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの各号のいずれにも該当する場合には、当該共済掛金の払込みについて、第1項または第3項の規定を適用しない。

(1) この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき。ただし、共済契約者等がカード会社の会員規約等に従ってクレジットカードを使用し、かつ、共済契約者等がカード会社に共済掛金相当額をすでに支払っている場合を除く。

(2) 共済契約者等がカード会社に共済掛金相当額を支払っていないとき。

5 この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略する。

（共済掛金の受領ができなかった場合の扱い）

第83条 前条第4項の規定により更新契約の初回掛金および第2回以後の共済掛金相当額の払込みがなかった場合には、この会は、共済契約者に共済掛金を直接請求することができるものとする。この場合において、共済契約者は、第17条（共済契約の更新）第9項および第22条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する日までに、未払込共済掛金の全額を他のクレジットカードまたは他の方法により、この会またはこの会の指定した場所に払い込まなければならない。

（クレジットカードの変更等）

第84条 共済契約者は、当該クレジットカードをこの会が指定する他のカード会社が発行するクレジットカードに変更することができる。

2 前項の場合において、共済契約者は、あらかじめその旨をこの会および当該カード会社に申し出なければならない。

3 共済契約者がクレジットカード扱による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの会および当該カード会社に申し出て、他の共済掛金の払込方法に変更しなければならない。

4 カード会社がクレジットカードによる共済掛金の払込みの取扱いを停止した場合には、この会は、その旨を共済契約者に通知する。この場合において、共済契約者は、当該クレジットカードをこの会が指定する他のカード会社が発行するクレジットカードに変更するか、共済掛金の払込みを他の方法に変更しなければならない。

（クレジットカード払特則の消滅）

第85条 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特則は消滅する。

(1) この会がカード会社より共済掛金相当額を領収できないとき。

(2) この会がクレジットカードの有効性を確認できなかったとき。

(3) カード会社がクレジットカードによる共済掛金払込みの取扱いを停止したとき。

(4) 共済契約者が共済掛金の払込みを他の方法に変更したとき。

2 前項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合には、この会はその旨を共済契約者に通知する。この場合において、共済契約者は、共済掛金の払込みを他の方法に変更しなければならない。

（クレジットカード扱における返戻金等の払戻方法）

第86条 第82条（共済掛金の受領）第1項および第3項において、この会が受け取った共済掛金にかかる契約について、

第38条（共済契約の無効）第2項および第44条（返戻金の払戻し）に規定する返還または払戻しが生じる場合には、この会は、カード会社から共済掛金相当額が領収された後に共済契約者に返還し、または払い戻す。

第3章 インターネット特則

（インターネット特則の適用）

第87条 この特則は、第12条（インターネット扱）に規定するインターネット扱による共済契約の申込み、共済契約の更新および共済契約の保全を実施する場合に適用する。

（インターネット特則の締結）

第88条 この特則は、共済契約を締結する際または共済期間の中途において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、その申し出のつど、付帯することができる。

2 共済契約者等は、この特則を付帯するにあたっては、この会が細則で定める基準をみたさなければならない。

（電磁的方法による共済契約の申込み）

第89条 共済契約申込者は、第11条（共済契約の申込み）の規定にかかわらず、電磁的方法により共済契約の申込み手続を行うことができる。

2 前項に規定する共済契約の申込み手続は、つぎの各号のとおりとする。

(1) 共済契約申込者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面および一連の入力画面（以下「契約情報画面等」という。）に第11条（共済契約の申込み）第1項に規定する事項を入力し、この会に送信する。

(2) 共済契約申込者または主たる被共済者になる者は、契約情報画面等にこの会が提示した質問事項に事実を正確に入力し、この会に送信する。

(3) この会は第1号および第2号で入力された事項の受信をもって、共済契約の申込みがあったものとみなす。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の申込みを受け付けた旨を電磁的方法で共済契約申込者に通知する。

（電磁的方法による共済契約申込みの諾否）

第90条 この会は、第14条（共済契約申込みの諾否）第1項の規定にかかわらず、前条の規定による共済契約の申込みを受けた場合には、その諾否を電磁的方法により共済契約申込者に通知する。

2 この会が前条の規定による共済契約の申込みを承諾した場合には、契約情報画面等に第14条（共済契約申込みの諾否）第3項に規定する事項を入力し、共済契約申込者に送信する。

（電磁的方法による共済契約の更新）

第91条 共済契約者は、第17条（共済契約の更新）第4項および第5項の規定にかかわらず、電磁的方法により共済契約を更新する際に共済契約の変更手続を行うことができる。

2 前項に規定する共済契約の変更手続は、つぎの各号のとおりとする。

(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に第17条（共済契約の更新）第4項に規定する事項を入力し、この会に送信する。

(2) 共済契約者または主たる被共済者は、契約情報画面等にこの会が提示した質問事項に事実を正確に入力し、この会に送信する。

(3) この会は第1号および第2号で入力された事項の受信をもって、共済契約の変更の申し出があったものとみなす。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の変更の申し出を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知する。

3 この会は、第17条（共済契約の更新）第12項の規定にかかわらず、前項の変更の申し出を受けた場合には、その諾否を電磁的方法により共済契約者に通知する。

4 この会が第2項の規定による共済契約の申込みを承諾した場合には、契約情報画面等に第14条（共済契約申込みの諾否）第3項に規定する事項を入力し、共済契約者に送信する。

（共済契約の保全）

第92条 共済契約者は、つぎに掲げる事項については、本則の規定にかかわらず、この会所定の書類またはこの会が定める書式に代えて、電磁的方法によりこの会に通知することができる。

- (1) 第47条（氏名または住所の変更）に規定する事項中、第1号に定める住所の変更
- (2) 第77条（指定口座の変更等）第1項および第2項に規定する指定口座の変更
- (3) その他この会が認めた事項

2 前項に規定する共済契約の保全手続は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に前項各号に規定する通知事項を入力し、この会に送信する。
- (2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなす。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知する。

（電磁的方法）

第93条 この特則に規定するもののほか、電磁的方法の実施のための手続について、必要な事項は、細則で定める。

（重複の回避）

第94条 インターネット扱による当該の共済契約の申込み、共済契約の更新または共済契約の保全の手続を使用することが本則による共済契約の申込み、共済契約の更新または共済契約の保全の手続と重複するときは、本特則の規定を適用するものとする。

（インターネット特則の消滅）

第95条 つぎの各号の場合には、この特則は消滅する。

- (1) 共済契約者等からの申し出に応じて、この特則に規定する当該の共済契約の申込み、共済契約の更新または共済契約の保全の手続を終了したとき。
- (2) 電磁的方法が不可能なとき。

第4章 共済契約証書の不交付の合意に関する特則

（共済契約証書の不交付の合意に関する特則の適用）

第96条 この特則は、共済契約を締結する際に、この会と共済契約者等との間に、共済契約証書を交付しないことについて、合意のある場合に適用する。

（共済契約証書の不交付の合意に関する特則の締結）

第97条 この特則は、インターネット特則の付帯があったときに限り、付帯する。

（共済契約証書の不交付）

第98条 この会は、この特則により、第14条（共済契約申込みの諾否）第2項の規定にかかわらず、共済契約証書を共済契約者等に交付しない。

（共済契約証書の記載事項に関する特則）

第99条 この会は、第14条（共済契約申込みの諾否）第3項の規定にかかわらず、契約情報画面等に記載した事項を共済契約証書の記載事項とみなして、当該共済契約を扱うものとする。

（共済契約証書の不交付の合意に関する特則の消滅）

第100条 共済契約者等は、この会の定める方法により共済契約証書の交付を請求することができる。この場合、この特則は消滅する。

第5章 団体扱特則

(団体扱特則の適用)

第101条 この特則は、第67条（団体扱い）の規定により団体からの申し出があり、かつ、この会がその申し出を承諾した場合において、当該団体の構成員を共済契約者とする共済契約（以下、この章において「団体扱契約」という。）について適用する。

(団体扱特則の締結)

第102条 この会は、細則で定める要件をみたす団体との間で団体扱い実施のための協定書（以下、この章において「協定書」という。）を締結するものとする。

(団体扱契約の特例)

第103条 第17条（共済契約の更新）第8項または第22条（共済掛金の払込猶予期間）第1項に規定する払込猶予期間内に共済掛金を払い込むことができない場合において、細則で定める事由に該当するときには、当該共済契約の共済掛金の払込猶予期間を、それぞれ満了日の翌日から3か月間または払込期日の翌日から3か月間の範囲内で延長することができる。

2 この会は、団体扱契約にかかるつぎの各号の取扱いについて、それぞれ当該の規定にかかわらず、この会と団体との協議にもとづいた協定書に定める内容で変更することができる。

(1) 第11条（共済契約の申込み）第1項に規定する、共済掛金の払込方法および払込場所

(2) 第14条（共済契約申込みの諾否）に規定する、諾否の通知方法

(3) 第15条（初回掛金の払込み）および第16条（共済契約の成立および発効日）に規定する、初回掛金の払込みおよび共済契約の発効日

(4) 第17条（共済契約の更新）に規定する、更新契約の初回掛金の払込み

(5) 第18条（共済掛金の払込み）に規定する、共済掛金の払込方法および第2回以後の共済掛金の払込期日

(団体扱特則の消滅)

第104条 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特則は消滅する。

(1) 共済契約者が当該団体の構成員でなくなったとき。

(2) この会と団体との間に締結された協定が、更新されなかったときまたは解約されたとき。

付 則

(2022年8月25日総会議決。ただし、別紙第1から別紙第4までは2022年7月15日理事会議決。)

(施行期日)

1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（2022年11月11日）から施行し、2023年6月1日以後発効する共済契約から適用する。

個人賠償責任共済事業細則

(総 則)

第1条 全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「この会」という。）は、個人賠償責任共済事業規約（以下「規約」という。）第71条（細則）にもとづき、この細則を定める。

(病院または診療所に準ずる取扱い)

第2条 規約第2条（定義）第14号にいう「病院」および「診療所」について、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の5に定めるものと同等の機能を備える場合には、日本国外にある医療施設について、病院または診療所に準じて取り扱う。

2 柔道整復師法（昭和45年4月14日法律第19号）にいう施術所に入所または通所した場合には、当該施術所について、病院または診療所に準じて取り扱う。

(内縁関係にある者等の範囲)

第3条 規約第8条（被共済者の範囲）第1項第2号に定める「内縁関係にある者等」とは、生活実態をもとにこの会が認めた場合に限る。

(付帯される契約)

第4条 規約第9条（付帯される契約との関係）にいう「細則で定める共済契約」とは、この会が実施する共済事業にもとづく共済契約で、つぎに規定するものをいう。

- (1) 傷害共済事業規約にもとづく共済契約（ただし、シニア傷害タイプおよび傷害プラスを除く）
- (2) 風水害等給付金付火災共済事業規約にもとづく共済契約
- (3) 個人定期生命共済事業規約にもとづく共済契約のうち、別表第10「共済契約の種類」の共済契約の種類(1)に規定するもの（ただし、がん保障プラスおよびがん保障60歳プラスを除く）
- (4) 熟年定期生命共済事業規約にもとづく共済契約のうち、別表第4「共済契約の種類」の共済契約(1)に規定するもの
- (5) こども定期生命共済事業規約にもとづくこども保障タイプ
- (6) 終身生命共済事業規約にもとづく共済契約のうち、別表第10「共済契約の種類」に規定する終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ60および引受基準緩和型プラン(2019)
- (7) 2019年7月31日以前に発効した終身生命共済事業規約にもとづく共済契約のうち、別表第11「共済契約の種類」に規定する医療終身プラン
- (8) 団体定期生命共済事業規約にもとづく共済契約

(追加共済掛金の払込みにおけるこの会が指定する期日)

第5条 規約第16条（共済契約の成立および発効日）第3項ただし書きにいう「細則で定める基準によりこの会が指定する期日」とは、共済掛金の払込みに必要な相当の期間としてこの会が共済契約者に対し指定する日をいう。

(共済契約の更新を適当でないと判断される場合)

第6条 規約第17条（共済契約の更新）第2項第2号にいう「細則に定める事由」とは、つぎの各号の場合とする。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、この会に対して共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとする。）を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
- (2) その他、この会が共済契約の継続を困難と認める事由があるとき。

(長期契約および短期契約)

第7条 規約第18条（共済掛金の払込み）第2項にいう「細則で定めるところ」とは、共済掛金の払込方法につき、月払または一括払とし、払い込むべき共済掛金の額につき、払込方法ごとに、それぞれつぎの各号に規定する額とす

る。

(1) 月払

月払共済掛金の額

(2) 一括払

共済期間満了までの月数（1か月にみたくない端数日は切り捨てる。以下同じ。）に応じてつぎのとおり

ア 6か月未満

月払共済掛金の額 × 共済期間満了までの月数

イ 6か月以上1年未満

半年払共済掛金の額 +

月払共済掛金の額 × (共済期間満了までの月数 - 6)

ウ 1年以上

年払共済掛金の額 +

月払共済掛金の額 × (共済期間満了までの月数 - 12)

2 前項の規定にかかわらず、規約第67条（団体扱い）の定めにより団体扱特別を付帯する場合の長期契約および短期契約の共済掛金の払込方法は、月払、半年払または一括払とし、払い込むべき共済掛金の額は、当該団体の共済掛金の払込方法ごとに、それぞれつぎの各号に規定する額とする。

(1) 月払

月払共済掛金の額

(2) 半年払

次回払込方法別応当日までの月数（1か月にみたくない端数日は切り捨てる。以下同じ。）または共済期間満了までの月数のうちいずれか小さい月数に応じてつぎのとおり

ア 6か月未満

月払共済掛金の額 ×

次回払込方法別応当日までの月数または共済期間満了までの月数のうちいずれか小さい月数

イ 6か月

半年払共済掛金の額

(3) 年払（一括払を含む）

前項第2号の規定を準用する。

（共済金請求の提出書類）

第8条 規約第23条（共済金の請求）第2項にいう「細則で定める書類」とは、つぎの各号に規定する書類をいう。

(1) 共済金請求書

(2) 事故である証明書

(3) 損害を証明する書類

(4) 示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

(5) その他の必要書類

2 規約第24条（代理請求人による共済金の代理請求）第1項にいう「細則で定める書類」とは、前項各号に規定する書類に加えて、つぎの各号に規定する書類をいう。

(1) 代理請求人の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）

(2) 代理請求人の印鑑証明書

(3) 代理請求人の住民票の写し（世帯全員のもの）

(4) 被共済者が共済金を請求できない特別な事情があることを証明する書類

(5) その他の必要書類

3 第1項第3号に規定する「損害を証明する書類」とは、つぎの各号のものをいう。

	損害を証明する書類
(1) 死亡	死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
(2) 後遺障害	後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
(3) 傷害	診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
(4) 財物の破損	被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（すでに支払いがなされたときはその領収書）および損害が生じた物の写真（画像データを含む。）
(5) 軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能	軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が生じた事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類

（損害賠償額請求の提出書類）

第9条 規約第30条（損害賠償額の請求）にいう「細則で定める書類」とは、つぎの各号に規定する書類をいう。

- (1) 損害賠償額請求書
- (2) 事故である証明書
- (3) 損害を証明する書類
- (4) 示談書
- (5) その他の必要書類

2 前項第3号に規定する「損害を証明する書類」とは、つぎの各号のものをいう。

	損害を証明する書類
(1) 死亡	死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
(2) 後遺障害	後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
(3) 傷害	診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
(4) 財物の破損	被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（すでに支払いがなされたときはその領収書）および損害が生じた物の写真（画像データを含む。）
(5) 軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能	軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が生じた事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類

（共済契約の解約の手続）

第10条 共済契約者は、規約第40条（共済契約の解約）の規定により共済契約の解約を行う場合には、この会所定の書類に必要事項を記入し、署名押印のうえ、この会に提出しなければならない。

（細則の変更）

第11条 この会は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、細則を変更する必要が生じた場合等には、民法（明治29年4月27日法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）にもとづき、この細則にかかわる契約内容を変更することができる。

2 前項の場合には、この会は、細則を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

（インターネット特則にかかる基準および手続等）

第12条 規約第88条（インターネット特則の締結）第2項にいう「細則で定める基準」とは、インターネットおよび使用するパソコンその他の利用環境に関して設定する基準をいう。

2 この会は、規約第93条（電磁的方法）にもとづき、電磁的方法実施のための本人確認、手続利用にあたっての取り決めその他の手続に関する事項を別に定めるものとする。

（団体扱特則を適用できる団体）

第13条 規約第102条（団体扱特則の締結）にいう「細則で定める要件を満たす団体」とは、つぎの各号の要件をすべて満たす団体とし、この会が認めた団体とする。

(1) 団体に所属する共済契約者等のすべてが、その者の所属する団体の代表者（この会の組合員に限る。以下「団体の代表者」という。）に対して、共済金等の請求、掛金の收受、およびその他の共済契約に関する事務（共済契約の締結の代理および媒介を除く。）を委任することができる団体

(2) 前号に掲げた事務を的確、公正かつ効率的に遂行できる団体

(3) 団体の代表者が、団体扱契約の共済掛金を一括して指定された期日までにこの会に払い込むことができる団体（団体扱契約において共済掛金の払込猶予期間を延長することができる事由）

第14条 規約第103条（団体扱契約の特例）第1項にいう「細則で定める事由」とは、つぎの各号のいずれかの事由とする。

(1) 労働争議等による賃金の不払いまたは未払い

(2) 会社、工場または事業所の経営上の事情によるつぎのいずれかの事由

ア 賃金の遅欠配

イ 解雇、雇止めその他これらに準ずる雇用契約の終了・打切り

（改 廃）

第15条 この細則の変更および廃止は、理事会の議決により行う。

付 則

（2022年8月5日一部改正）

（施行期日）

1 この細則は、2022年8月5日から施行し、2023年6月1日以後に発効する共済契約から適用する。